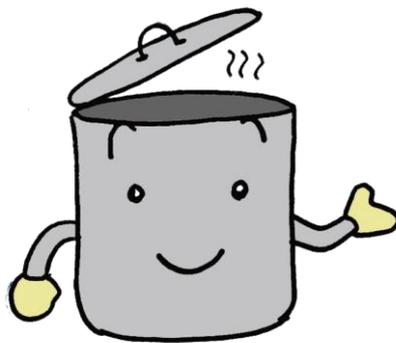


静岡市学校給食費の
公会計化について
Q&A
～保護者の皆さまへ～

令和6年12月作成



学校給食費の公会計化について、わかりにくいことや
知っておいていただきたいことをまとめています。
お問い合わせ先 静岡市教育委員会事務局 教育局 学校給食課 管理係
〒424-8701 静岡市 清水区旭町6番8号
TEL : 054-354-2552 FAX : 054-351-7461

目次

1 公会計化について	4
Q1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？	4
Q1-2 何のために給食費を公会計化するのですか？	4
Q1-3 公会計化により、保護者の支払い方法などが変わりますか？	4
2 学校給食費について	4～5
Q2-1 給食費は何に使われるのですか？	4
Q2-2 なぜ給食費を支払わないといけないのですか？	4
Q2-3 1食あたりの給食費の単価はいくらですか？(令和6年度現在).....	5
Q2-4 給食費の額はどのように決めているのですか？	5
Q2-5 給食を食べなかった場合、給食は減額してもらえるのですか.....	5
3 給食費の支払いについて	6
Q3-1 給食費はいつまでに支払えばよいですか？	6
Q3-2 給食費はどのように支払えばよいですか？	6
Q3-3 給食費を滞納した場合はどうなりますか？	6
Q3-4 督促や催告を受けても、給食費を滞納し続けていた場合はどうなりますか？	6
Q3-5 経済的に給食費の支払いが困難ですが、どうすればよいですか？	6
4 Web 口座振替登録について.....	7～9
Q4-1 口座振替のための手続きは、どうすればよいですか？	7
Q4-2 口座振替ができる金融機関はどこですか？	7
Q4-3 給食費の支払いは、必ず口座振替にしなければいけませんか？	7
Q4-4 年度の途中から静岡市外の学校へ転校する予定です。この場合でも、Web 口座振替依頼申込はしなければいけませんか？	7

Q4-5 小学6年生が次年度に私立中学校に進学する場合や、市外へ転校する場合、何か手続きが必要ですか？	7
Q4-6 残高不足により、口座振替ができなかった場合はどうなりますか？	8
Q4-7 現在学校徴収金(学級活動費、クラブ活動費、修学旅行等の積立金、校外活動費等)を振り替えている口座と同じ口座を指定してもよいですか？	8
Q4-8 現在学校徴収金を振り替えている口座を引き続き利用する場合であっても、Web 口座振替登録は必要ですか？	8
Q4-9 きょうだい全員分の給食費を、同じ口座から振り替えることはできますか？	8
Q4-10 口座振替申込後、すぐに口座振替ができますか？	8
Q4-11 振替口座を変更したい場合はどうすればよいですか？	8
Q4-12 1年分の学校給食費を一括で引き落とし、納付することは可能ですか？ ...	9
5 納付書払いについて	10~11
Q5-1 学校給食費用の納付書はどこで使えますか？	10
Q5-2 納付書払いの場合、学校に現金を持参し、給食費を支払うことはできますか？	11
Q5-3 支払いを忘れており、納付書の納期限が過ぎてしまいました。納付書はまだ使えますか？	11
Q5-4 納付書を紛失してしまいました。どうすればよいですか？	11
Q5-5 給食費の領収書は発行してもらえますか？	11

1 公会計化について

Q1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？

A1-1 給食費の公会計化とは、学校給食(以下「給食」といいます。)を食べる児童・生徒の保護者の皆様からお支払いいただく給食費を、静岡市の一般会計に歳入し、給食提供に必要な食材費を一般会計から歳出することです。

Q1-2 何のために給食費を公会計化するのですか？

A1-2 次の4つを、主な目的としています。

- ① 静岡市の会計規則に従って管理することにより、経理面の管理・監督体制や監査機能を充実させ、会計処理の透明性の更なる向上を図ること。
- ② 一会計年度の食材調達費の所要額を予算の中で適切に確保することにより、生鮮食品の価格が高騰した場合においても、同じ予算での対応を可能とし、安定的に給食を提供できるようにすること。
- ③ 学校現場における給食費の徴収・管理業務を削減し、教職員の事務負担の軽減を図ること。
- ④ 給食費の支払いができる金融機関を増やし、保護者の利便性向上を図ること。

Q1-3 公会計化により、保護者の支払い方法などが変わりますか？

A1-3 主に以下の4点が変わります。

- ① 給食費の支払先が、児童生徒が通う学校から静岡市に変わるため、支払方法が変わります。(支払方法の具体は A3-2をご覧ください。)
- ② 静岡市が指定する9つの金融機関を通じて、口座振替の方法により給食費を支払うことができるようになります。なお、口座振替に要する振込手数料は、静岡市が負担します。
- ③ 万が一、給食費を滞納するようなことがあった場合には、静岡市から督促状や催告書をご自宅に郵送します。また、給食費の未納が長期にわたる場合等には、裁判所を通じた法的措置をとる場合があります。

2 学校給食費について

Q2-1 給食費は何に使われるのですか？

A2-1 保護者の皆さまにお支払いいただいた給食費は、給食に使う食材費に充当されます。なお、給食提供に要する人件費や光熱水費、施設の整備費や修理費などの事業費は、静岡市が公費負担しています。

Q2-2 なぜ給食費を支払わないといけないのですか？

A2-2 給食費については、学校給食法第11条に規定されており、学校給食の実施に

必要な施設及び設備に要する経費や、学校給食に従事する職員の人件費、施設の修繕費などは義務教育諸学校の設置者が負担することとし、それ以外の経費は保護者が負担することとされていることから、食材費の購入等に要する経費を給食費として保護者に支払っていただいております。

Q2-3 1食当たりの給食費の単価はいくらですか？(令和6年度現在)

A2-3 令和6年度現在の一食あたりの保護者負担単価は、
完全給食の場合:小学校は280円、中学校は325円
牛乳欠食の場合:小学校は 215 円、中学校 260 円

となっておりますが、令和6年度は上記の一食あたりの保護者負担単価とは別に、「小学校28円」、「中学校32円」を加算した額を給食費の単価としています。

なお、この加算単価は食材価格の物価高騰を考慮したものであり、市が公費負担することにより、保護者負担単価を据え置いています。

Q2-4 給食費の額はどのように決めているのですか？

A2-4 給食の年間提供予定回数に、1食当たりの給食の保護者負担単価(A2-3参照)を乗じて1年間の保護者負担額を算定し、その額を10で除した額を、5月から翌年の2月にかけて(第1期～第10期)お支払いいただきます。なお、保護者の皆さまには、毎年5月にその年度の給食費の保護者負担額をお知らせします。

【例】完全給食(牛乳欠食無し)の小学生で、給食の年間給食喫食回数が180回、1日も欠食がなかった場合

◆年間予定給食額…280円×180回=50,400円

◆期別納付額…50,400円÷10回=5,040円

⇒1期～9期:5,040円/期

10期:50,400円-(5,040円×9期)=5,040円

※学校行事等で給食予定回数と給食実施回数に差が生じた場合には、第10期目の納付額で調整します。

※第10期目以降に給食停止等が生じた場合には、当該年度の3月に保護者負担額の変更通知書を保護者あてに送付するとともに、翌年度の4月以降に追徴又は還付を行います。

Q2-5 給食を食べなかった場合、給食費は減額してもらえるのですか？

A2-5 給食提供に要する食材などは、給食提供日の数日前までに発注契約を済ませていることから、児童生徒が、急な発熱やケガ等により学校を休む場合については、給食費を減額することはありません。

3 給食費の支払いについて

Q3-1 給食費はいつまでに支払えばよいですか？

A3-1 納期限は原則、次のとおりとなりますがこの日が土、日、祝日の場合は、金融機関の翌営業日になります。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
納期限	5月25日	6月25日	7月25日	8月25日	9月25日
納期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限	10月25日	11月25日	12月25日	1月25日	2月25日

Q3-2 給食費はどのように支払えばよいですか？

A3-2 原則として、口座振替によるお支払い(口座振替手数料は静岡市が負担)となります。やむを得ず、口座振替によるお支払いができない場合は、納付書を送付しますので、金融機関の窓口、コンビニエンスストア等でお支払いください。また、スマホアプリ(PayPay,楽天ペイ,auPAY,ファミペイ,d払い,J-CoinPay)で支払いください。

※Web 口座振替取扱い金融機関の詳細はA4-2をご覧ください。また、納付書払いの取扱い金融機関、コンビニエンスストア、店舗支払の詳細はA5-1をご覧ください。

※コンビニエンスストア等の店頭では、原則としてスマホアプリを利用したお支払いはできません。

Q3-3 給食費を滞納した場合はどうなりますか？

A3-3 納期限までにお支払いが確認できない場合、督促状や催告書をご自宅あて郵送します。

Q3-4 督促や催告を受けても、給食費を滞納し続けた場合はどうなりますか？

A3-4 督促状や催告書の送付を受けてもなお、長期間給食費を納付せず、静岡市からの連絡にも応じていただけないような場合は、裁判所を通じた法的手続きを取る場合があります。

Q3-5 経済的に給食費の支払いが困難ですが、どうすればよいですか？

A3-5 支給要件に該当すれば、就学援助を受けられる場合があります。お子さまの通う学校か、静岡市教育委員会児童生徒支援課(TEL:054-354-2532)にご相談ください。

4 Web 口座振替登録について

Q4-1 口座振替のための手続きは、どうすればよいですか？

A4-1 口座振替登録は Web からの申込みをお願いします。学校給食課ホームページ上の「静岡市学校給食費 Web 口座振替について」に掲載された、「静岡市 Web 口座振替受付サービス」のサイトから必要事項(口座名義人情報、給食を食べる人の情報、口座情報等)を入力してください。



URL:<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3479/20240826.html>

※申込みには「学校コード(各学校に割り振られた5桁の番号)」が必要です。学校コード一覧は上記学校給食課ホームページ上の「静岡市学校給食費 Web 口座振替について」に掲載しております。

Q4-2 口座振替ができる金融機関はどこですか？

A4-2 次の表に記載の9つの金融機関が利用できます。なお、どの金融機関を指定されても、**口座振替手数料は静岡市が負担します(保護者負担はありません)**。

【取扱金融機関】			
銀行	静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、静岡中央銀行、ゆうちょ銀行	信用金庫	しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫
		その他	静岡市農業協同組合、清水農業協同組合

Q4-3 給食費の支払いは、必ず口座振替にしなければいけませんか？

A4-3 原則、口座振替でお支払いください。払い忘れを防ぐためや、毎回金融機関の窓口やコンビニエンスストア等でお支払いいただく手間を省くために、口座振替をおすすめしています。

Q4-4 年度の途中から静岡市外の学校に転校する予定です。この場合でも、Web 口座振替依頼申込はしなければいけませんか？

A4-4 4月以降に1日でも給食を食べる場合は、申込をお願いします。

Q4-5 小学6年生が次年度に私立中学に進学する場合や、市外へ転校する場合、何か手続きが必要ですか？

A4-5 通常の進学または転出の手続きをしていただければ、学校給食費関係で追加の手続きはありません。転出する前までの学校給食費の口座振替・還付等を転出後に行

う場合もあります。精算終了後口座登録は市で削除します。

- Q4-6 残高不足により、口座振替ができなかった場合はどうなりますか？
A4-6 再振替は行いません。納付書付きの督促状をご自宅あて郵送しますので、金融機関の窓口(ゆうちょ銀行、日本銀行、信託銀行を除く)やコンビニエンスストア等でお支払いください。(A5-1参照)
- Q4-7 現在学校徴収金(学級活動費、クラブ活動費、修学旅行等の積立金、校外活動費等)を振り替えている口座と同じ口座を指定してもよいですか？
A4-7 静岡市が指定する金融機関(A4-2参照)を利用いただければ、学校徴収金を振り替えている口座と同じ口座でも、違う口座でも構いません。
- Q4-8 現在学校徴収金を振り替えている口座を引き続き利用する場合であっても、Web口座振替登録は必要ですか？
A4-8 必要です。公会計化に伴い、給食費の振替先が学校から静岡市の口座に変わるため、現在と同じ口座を使用する場合であっても、お手数ですが Web 口座振替登録を行ってください。
- Q4-9 きょうだい全員分の給食費を、同じ口座から振り替えることはできますか？
A4-9 可能です。なお、お子さまごとに手続きが必要ですので、Web 口座振替登録サービスからご登録ください。また、残高不足にならないようご注意ください。
- Q4-10 口座振替申込後、すぐに口座振替ができますか？
A4-10 毎月25日(土日祝の場合は翌営業日)が口座振替日となっておりますが、口座振替日の前月末までに Web 口座振替申込を行っていただいた場合、翌月の口座振替対応となります。申込状況によってお手続きに時間を要する場合がありますので、お早めにお手続きをお願いします。
- Q4-11 振替口座を変更したい場合はどうすればよいですか？
A4-11 正しい情報で再度口座申込をお願いいたします。誤った情報で入力した場合も同様です。ただし、新しい情報が反映されるまでにある程度の期間を要することから、処理が完了するまでは先に申し込んでいただいた口座の情報から引き落とし処理をかける場合があります。

Q4-12 1年分の学校給食費を一括で引き落とし、納付することは可能ですか？

A4-12 現段階では一括の引き落としを実施する予定はありません。納付期限日ごと分けての引き落としになります。

5 納付書払いについて

Q5-1 学校給食費用の納付書はどこで使えますか？

A5-1 記載の金融機関の窓口へ納付書をお持ち込みいただくか、納付書に記載されたバーコードを使用し、コンビニエンスストア、スマホアプリでお支払いください。なお、納付書記載の期限を経過した場合、コンビニエンスストアでの納付が対応できない場合がありますので、必ず記載の期限までに納付してください。

【学校給食費(納付書払い)取扱金融機関】	
静岡市内	各銀行(ゆうちょ銀行、日本銀行、信託銀行を除く) 各信用金庫 静岡市農業協同組合・静岡県労働金庫 清水農業協同組合 東日本信用漁業協同組合連合会
静岡市外	静岡銀行・清水銀行・スルガ銀行・静岡信用金庫 しずおか焼津信用金庫、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行 三井住友銀行、名古屋銀行、あいち銀行、静岡中央銀行 島田掛川信用金庫、静岡県労働金庫、富士信用金庫、 東日本信用漁業協同組合連合会(静岡県内のみ)

※ゆうちょ銀行では、口座振替登録は行えますが納付書払いは行えません。

【納付書支払受付方法】	
店舗納付での納付	<p>◆ コンビニエンスストア セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン</p> <p>◆ MMK 設置店 イオン(MMK 設置店舗に限る) ウエルシア(一部店舗を除く) 等 ※支払いは原則現金となります。</p>
スマホアプリでの納付	PayPay, 楽天ペイ, auPAY, ファミペイ, d払い, J-CoinPay ※それぞれのアプリの請求支払でお支払いください。

- Q5-2 納付書払いの場合、学校に現金を持参し、給食費を支払うことはできますか？
- A5-2 令和7年4月以降は、学校で給食費のお預かりはいたしません。納付書にて金融機関の窓口(ゆうちょ銀行、日本銀行、信託銀行を除く)やコンビニエンスストア、スマホアプリでお支払いください。納付書がない場合は、教育委員会学校給食課(054-354-2552)までお問い合わせください。
- Q5-3 支払いを忘れており、納付書の納期限が過ぎてしまいました。納付書はまだ使えますか？
- A5-3 納期限が過ぎた納付書であっても使えます。ただし、コンビニエンスストアでお支払いいただく場合は、納付書の下部に記載された「取扱有効期限」までとなりますので、お早めにお支払いください。
- Q5-4 納付書を紛失してしまいました。どうすればよいですか？
- A5-4 納付書を再発行しますので、教育委員会学校給食課(054-354-2552)までご連絡ください。なお、再発行後に紛失していた納付書が見つかった場合は、一方を破棄する等、二重に支払うことがないようにご注意ください。
- Q5-5 給食費の領収書は発行してもらえますか？
- A5-5 口座振替により給食費をお支払いいただいた場合は、領収書の発行は行っておりません。なお、通帳記帳していただければ、「静岡市学校給食費」、「静岡市給食費」、「給食費」のいずれか(カタカナ表記を含む。)が記載されます。